

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

November, 2008

なごみ便り

www.101dog.co.jp

ご注意ください！

平成 2 1 年度固定資産税償却資産の申告について

平成 2 0 年 8 月号のなごみ便りでもお伝えしましたが平成 2 0 年度税制改正について、減価償却資産の資産区分の大括り化および法定耐用年数の見直しがされました。この税制改正について固定資産税償却資産の課税においても、固定資産評価基準により、改正後の耐用年数を用いることとなりますので、平成 2 1 年度分(平成 2 1 年 1 月 3 1 日 期限)の固定資産税償却資産の申告から改正後の耐用年数が適用となります。

変更された耐用年数は、所得税では平成 2 1 年度以後、法人税は平成 2 0 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からの適用となっていますが、固定資産税の償却資産の申告では、すべての事業者が対象となっていますので注意が必要です。

注意！



・現在保有している機械及び装置が新区分のどこに該当するのか？については国税庁ホームページに「新旧資産の区分対照表」が記載されているので、参考にされると良いと思います。

国税庁ホームページ 税について調べる その他法令解釈に関する情報 法人税法目次 耐用年数の見直し 「別表二 機械及び装置の耐用年数表（新旧資産の区分対照表）」

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

【例】 業種：金属加工機械造設備

取得日：平成 17 年 4 月 1 日

取得価額：100,000,000 円

耐用年数：10 年（減価率 0.206） 9 年（減価率 0.226）

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
取得価額/ 前年度評価額	100,000,000	89,700,000	71,221,800	56,550,110
減価率	0.103*1	0.206	0.206	0.226
控除額	10,300,000	18,478,200	14,671,690	12,780,325
当年度評価額	89,700,000	71,221,800	56,550,110	43,769,785*2

※1 初年度は半年分の償却をします

※2 平成 19 年度以降に取得した資産の平成 21 年度の評価額の計算は、平成 20 年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。

平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した資産を評価する際、平成 20 年度までの評価額を求める場合と平成 21 年度以降の評価額を求める場合では、用いる減価率が異なりますので注意が必要です。

平成 20 年度までの評価額を求める場合は改正前の耐用年数に対応する減価率を用い、平成 21 年度以降の評価額を求める場合は改正後の耐用年数に対応する減価率を用います。資産の取得当初に遡って再計算をするものではありませんのでご注意ください。

文章担当 室橋・谷村

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117
